

令和3年度日本スポーツ少年団シニア・リーダースクール開催要項

1. 趣 旨：

「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」に基づき、下記の要領によりシニア・リーダースクールを開催する。本スクーリングは、リーダーの資質の向上をはかるとともに、将来のスポーツ少年団指導者の育成を目的として実施する。

2. 主 催：公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

3. 後 援：スポーツ庁（予定）

4. 期 間：

事前課題：	令和3年6月下旬～7月16日（金）	期間内に各自実施の上、提出
講 義：	令和3年6月下旬～8月6日（金）	期間内に各自視聴し、受講課題を提出
事前研修会：	令和3年7月4日（日）	[13:00～15:00]
全体研修会：	令和3年8月17日（火）～20日（金）	[各日13:00～17:00の4時間×4日間]
事後課題：	全体研修終了後～9月17日（金）	期間内に各自実施の上、提出

5. 開催形式：オンライン形式（双方向型および一方向型を併用）

※新型コロナウイルス感染拡大の状況に鑑み、令和3年度はオンライン形式にて開催

6. 参加条件：

スポーツ少年団登録団員で下記（1）～（7）の参加条件すべてに該当し、かつ各都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者。

- （1）令和3年度団員登録を行い、義務教育を修了した20歳未満^{※1}（令和3年4月1日現在）の者
- （2）ジュニア・リーダー認定資格を有する者又は日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に定める活動単位により^{※2}参加資格を認められた者
- （3）全課程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者
- （4）集団生活における規律を守ることができる者
- （5）ネットワーク環境を確保し、オンラインでの活動に参加できる者
- （6）事前研修開催までにタブレットやパソコン等を準備し、簡単な文書作成等の操作スキルを身につけた上で参加できるもの
- （7）メールアドレスや電話番号等、連絡先を講師・運営リーダー・他の参加者と共有できる者。

※1 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う令和2年度の本事業中止に鑑み、令和2年度の参加を希望していた20歳（令和3年4月1日時点）の者の参加も認める。ただし、当該者の事情が新型コロナウイルスの影響によるものであることを都道府県スポーツ少年団にて確認のうえ推薦すること。

※2 令和3年度に限り、活動単位を満たしていない者の参加を認める。ただし、当該者の事情が新型コロナウイルスの影響によるものであることを都道府県スポーツ少年団にて確認のうえ推薦すること。

7. 定 員：140名

各都道府県スポーツ少年団の参加枠は別紙一覧による。なお、参加者が140名に満たない場合、各都道府県スポーツ少年団から参加枠を超える推薦を受け付ける。参加枠数を超過して団員を推薦する場合は推薦順位を決定の上、推薦すること。全推薦団員に対し、推薦順位を決定の上、推薦すること。

8. 研修内容・実施方法：

（1）研修内容

日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に定められた養成内容に基づき研修を実施する。

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①スポーツ少年団とは（意義と原則／組織と活動） | ②リーダーとは |
| ③少年期の発育発達 | ④スポーツの指導 |
| ⑤安全管理 | ⑥体力テスト |
| ⑦グループワーク | ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム |
| ⑨交歓交流活動の実践 | ⑩研究協議 |

(2) 実施方法

上記内容を含む40時間以上のコース（課題とオンライン研修）を実施する。

事前課題：	日本スポーツ少年団から送付する課題に各自で取組み、期日までに提出する
講義：	日本スポーツ少年団が配信する講義動画を期間内に各自で視聴し、受講課題を期日までに提出する
事前研修会：	全参加者がオンライン上で集合し、オリエンテーションを行う
全体研修会：	全参加者がオンライン上で集合し、スクールプログラムに取り組む
事後課題：	日本スポーツ少年団から送付する課題に各自で取組み、期日までに提出する

9. 経 費：

(1) 参加料：7,700円（税込）

日本スポーツ少年団からの参加者決定通知受領後、「7,700円（税込）×人数分」を都道府県スポーツ少年団にて取りまとめの上、一括して下記口座へ納入すること。

振込先	三菱 UFJ 銀行	渋谷支店
	普通預金	No. 3085407
	公益財団法人日本スポーツ協会	

(2) 研修に必要な教材は、日本スポーツ少年団が用意する。

(3) 研修開始前（事前課題送付前）に、主催側の都合により中止が決定した場合は参加料を全額返金する。

10. オンライン研修の受講に関する注意・免責事項

(1) 受講者は、自己の責任において受講するために必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理する。受講者の都合によりライブ配信研修を受講できなかった場合は返金等の対応はしない。

(2) 受講するために必要な通信回線の利用料金は受講者が負担するものとする。

(3) 受講者の各自が最新のコンピュータウイルス対策等がなされている機器を使用すること。主催者は、受講によりコンピュータウイルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わない。

11. 参加申込：

都道府県スポーツ少年団は推薦者および提出書類を取りまとめ、下記により申し込むこと。

(1) 申込先 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内
公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団

(2) 申込期限 令和3年5月31日（月）

(3) 提出書類 次の①～③を都道府県スポーツ少年団がとりまとめ、日本スポーツ少年団に提出すること。

- ・①参加申込書（推薦書）＜別添様式1-①＞【都道府県スポーツ少年団作成】
- ・②参加申込書（個人提出用）＜別添様式1-②＞【被推薦者作成】
- ・③応募課題＜別添様式2＞ 【被推薦者作成】

12. 評価・認定：

全課程修了者は日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程に基づき、シニア・リーダーとして認定を行う。

なお、課題とオンライン研修のそれぞれを対象に、日本スポーツ少年団指導育成部会にて修了の評価を行った上、認定の可否を判断する。

13. その他：

(1) 全課程において参加者の受講免除等は認めない。

(2) 日程等詳細については、追って日本スポーツ少年団より参加者に連絡する。

(3) 参加申込にあたって収集した個人情報や参加可否の通知・関連資料の送付・参加者名簿作成を目的に使用することがある。また、スクリーニング中に撮影した写真等については、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページやSNS、各種報告書及び東京2020組織委員会への各種報告において利用することがある。なお、この個人情報は、参加者の同意なしに、第三者に開示・提供することはない（法令などにより開示を求められた場合を除く）。

(4) 日本スポーツ少年団の許可なく、研修を録画した動画やスクリーンショットをSNSへの掲載、別のサイトへのアップロード、参加者以外へのメールなどによる送信をすることは認めない。

(5) ご使用のメールソフトの設定（迷惑メールブロック等）により当協会からのメールが受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールについて受信許可設定をすること。